

個人通報制度ってな～に？…Q&Aでお伝えします！

Q.1＝国連って身近じゃないし、「条約」なんて私たちの生活に関係ないでしょ？

A.1＝国会で批准された「条約」は憲法に次ぐ位置付けに！条約に矛盾する法律(＝私たちの生活に直接関係しますよね！)は定められません！

Q.2＝「個人通報制度」ってどういう制度ですか？

A.2＝「条約」の条文の中で、または「選択議定書」という条約を補う内容の文書の中で人権侵害を守る制度として「個人通報」が認められています。国内の裁判で人権侵害が回復できない人が「個人の立場」で国連の関係機関に直接訴えることができる制度です。

Q.3＝個人で通報できるといってもそれで、ごく一部の人が救われるかも知れないけれど、一般の国民には関係ないでしょう？

A.3＝国内の裁判の判決などが、人権を守るという立場からあまりにかけ離れているときに救済する制度です。この制度が導入されると、国際的な視点での判決をきちんと出さないわけにいかなくなります。より安心な社会ができることにつながる影響力をもつのです。

Q.4＝そんなに良い制度なら、なぜ日本では、認められないのですか？

A.4＝日本政府は条約を批准しようとしません。その理由は「国内の判決と異なる見解や法改正を求める見解が出されると我が国の司法制度・立法制度との関係でどうなのか、他国の通報事例も踏まえて検討する必要がある」と言い訳をし、長年にわたって逃げ続けていて実現できません！



でも、A.4で言われている他国の状況は「自由権規約」(国際人権規約)の個人通報制度をすでに116か国で受け入れて人権擁護のために積極的に運用しようとしています。日本政府の見解はすでに成り立っていません！

それでは「個人通報制度」が実現するとどんなよい影響があるのでしょうか？！

◎「**選択的夫婦別姓制度**」の実現を後押し・・・
結婚するときに96%の女性が「改姓」をしています！姓が変わることの不便さや不利益をなくすため個人の尊重・両性の平等に反する制度から女性の人権に対して「国際基準」にもなっている「**選択的夫婦別姓制度**」を実現する道を開くことができます！

◎「**公職選挙法**」を改正し、より自由な「**選挙制度**」の実現を後押し！
戸別訪問の禁止・選挙期間前のビラ配布の禁止など「**制約だらけ!**」の選挙制度を国際的な基準に合わせて変えられる可能性が広がります！

○その他にも、国際的な基準から大きくかけ離れている法律や制度を変えられる可能性が高まります。

☆☆☆すでに制度が実施されている海外では・・・(数字は2018年現在)☆☆☆

◎制度発足以来これまでに3000件以上の通報が受理されています。

◎受理された通報のうち1000件以上で「**人権侵害**」が認められて是正勧告が出されています！

例)オランダでは＝失業保険受給についての男女差別が勧告によって是正されました！…こういった問題は私たち日本の国内でも同様に見られますが、「**個人通報制度**」によって解決する可能性が高まります！